

在学生の皆さんへ おしらせ

＜未来支援基金＞の創設と 経済的困窮者に対する学費減免制度の実施について

■ 未来支援基金の目的

近年、家庭の経済的困窮を理由に、退学あるいは除籍を余儀なくされる学生が増加しています。

＜未来支援基金＞は、本学へ入学の後に、家庭の事情の大きな変化（例：保護者の死亡、病気、失職等）によって経済的困窮に見舞われ、学納金の納入が困難になったが、なお勉学意欲を維持し、就学の継続を希望する学生に対して、本人からの申請に基づき、授業料の免除あるいは減額を行う目的で運用する基金、すなわち当該学生の「未来」をサポートする基金です。

■ 申請の時期について

原則として各学期ごとの申請とするが、本規程に定める事情が生じた場合には、個別の申請も可能とする。

■ 対象者となる要件：以下の要件のすべてに該当する学生が対象です。

- ① 本学へ入学の後に、突然の家計の状況変化によって当該期または次期の学納金の納入が困難に陥ったこと。
- ② 勉学意欲を持ち続け、就学の継続を希望すること。
- ③ その時点までの学修状況が良好*で、順調に卒業可能な単位取得**ができていること。

*直近のGPAが2.5以上であること。

※在留資格が「留学」の人は2.0以上であること

1～3年次生 (次年度の前期分申請時 前年度 GPA、

当該年度の後期分申請時 当該年度前期 GPA)

4年次生 (前期申請、後期申請ともに前年度 GPA)

**取得単位数が以下の基準以上であること。

1年次前期修了時：15単位 1年次後期修了時：30単位

2年次前期修了時：45単位 2年次後期修了時：60単位

3年次前期修了時：75単位 3年次後期修了時：90単位

4年次前期修了時：110単位

*卒業延期（4年次留年）となった学生は申請資格を失う。

- ④ 留学生においては申請までの在籍確認が全て完了していること
- ⑤ 日本人学生は、「高等教育の修学支援新制度」を申請済みであること。

→ おかりに(から)「a」で
修正し直し。
(問合せが あり(に)あ)

追加事項

- ⑥ 申請時までの学納金を納付済みであること。(2021年後期まで)
ただし、2021年度後期分の「授業料等延納・分納願」を提出している場合は申請を受け付ける。

■ 授業料の免除、減免額

- 本人からの申請に基づき、学長の下に設置される審査委員会が決定します。
- 免除あるいは減免されるのは授業料のみです。
(高等教育の修学支援新制度対象者のうち授業料全額免除の学生と、特待生のうち授業料全額免除の学生は対象外となります)
- 次学期あるいは次年度に重ねて申請することを認め、希望者は改めて申込みをすること
- 学費減免措置は2期1年を上限とします。

■ <未来支援基金>の財源

現在、この基金は、名古屋経済大学同窓会、名古屋経済大学短期大学部同窓会、および学校法人市邨学園研究協力基金よりそれぞれ1,000万円の寄付をいただき、総額3,000万円で運用を開始しています。

今後、同窓生をはじめ市民や企業に趣旨を訴え、1億円を目標に基金の積み上げを進めることを計画しています。基金が潤沢になり、「給付型奨学金」として運用することも可能になることを期待しています。

また、将来、この基金を利用して学業を全うし、社会人となった卒業生から、基金の維持のために応分の寄付をいただけることを期待しています。

■ 提出書類 → 以前、部分がわかりにくかったのを修正しました。

1. 名古屋経済大学学納金減免申請書
2. 家計支持者の収入に関する証明書(所得証明書、源泉徴収票の新しいもの)
日本人学生は必須、留学生はできるだけ提出してください。(日本語訳をつける)

特に↓

国の授業料減免等事業支援の支給要件である「今年度の所得見込みが、昨年と比較して1/2以下となっている者」はそれがわかる所得証明書等を提出すること

3. 学納金納入が困難になった理由を証明する資料等
「《誰が》《なにが》あって学費が払えなくなったのか」がわかるものです。
詳細は申請書2ページ目を確認してください。
4. 申請者本人の所得証明書(日本人・留学生ともに)) 追加
所得証明書は必ず2021年度所得証明書(2020年の収入)を提出してください。
5. ゼミ担当教員所見(所定の様式を提出する)
6. 留学生は、【留学生】家庭状況に係る付表も提出してください。
(アパートの賃貸契約書、アルバイトの給与明細等も提出してください。)